

＜手引きの変更点＞

【概 要】

手引き 変更箇所（ページ番号）	変更内容	変更理由
32	「後期高齢者医療制度による保険証」の文言を「後期高齢者医療資格確認書」に修正	取扱いの変更
86	様式第9号 実務経験証明書を提出する場合の取扱いについて 「押印の無い他者証明（証明者が申請者の場合は除く）の場合は、作成を担当した部署名、担当者名、連絡先を実務経験証明書に記入する」こととする	取扱いの変更
103～105	注記表に「国際最低課税額に対する法人税等」の項目を追加	建設業法施行規則の一部改正
20、28、33	そのほか所要の修正	

変更後

建設業許可の手引き

茨城県土木部監理課

令和7年2月1日以降版

(令和7年8月 一部修正)

変更前

建設業許可の手引き

茨城県土木部監理課

令和7年2月1日以降版

変更後

5「資本金」

資本金については、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表において判断します。

ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、「資本金」については、この基準を満たしているものとして取り扱います（商業登記簿の謄本で確認できる場合に限ります）。

6 一般建設業許可における財産的要件の判断基準時点について

一般建設業許可において、直前の決算日から4月以内に申請する場合は、財産的要件の判断基準時点を、直前の決算期か、直前の1つ前の決算期が選択することができます。直前の1つ前の決算期を選択した場合、財務諸表等の添付書類は、直前の1つ前の決算期に統一することとし、許可を受けた後、直前の決算期に係る決算変更届を提出していただきます。

5 欠格要件に該当しないこと

下記のいずれかに該当するものは、許可を受けられません。

1 許可申請書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき
2 法人にあってはその法人の役員等、個人にあってはその本人、その他建設業法施行令第3条に規定する使用人（支配人、支店長・営業所長等）が、次のような要件に該当しているとき
① 破産者で復権を得ない者
② 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者
③ 不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消されて5年経過しない者
④ 許可の取り消しを免れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者
⑤ 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
⑥ 請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
⑦ 拘禁刑以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
⑧ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうちで定めるもの、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法人である場合においては、その役員等）が上記のいずれかに該当する者
⑪ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

変更前

5「資本金」

資本金については、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表において判断します。

ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、「資本金」については、この基準を満たしているものとして取り扱います（商業登記簿の謄本で確認できる場合に限ります）。

6 一般建設業許可における財産的要件の判断基準時点について

一般建設業許可において、直前の決算日から4月以内に申請する場合は、財産的要件の判断基準時点を、直前の決算期か、直前の1つ前の決算期が選択することができます。直前の1つ前の決算期を選択した場合、財務諸表等の添付書類は、直前の1つ前の決算期に統一することとし、許可を受けた後、直前の決算期に係る決算変更届を提出していただきます。

5 欠格要件に該当しないこと

下記のいずれかに該当するものは、許可を受けられません。

1 許可申請書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき
2 法人にあってはその法人の役員等、個人にあってはその本人、その他建設業法施行令第3条に規定する使用人（支配人、支店長・営業所長等）が、次のような要件に該当しているとき
① 破産者で復権を得ない者
② 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者
③ 不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消されて5年経過しない者
④ 許可の取り消しを免れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者
⑤ 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
⑥ 請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
⑦ 禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
⑧ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうちで定めるもの、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法人である場合においては、その役員等）が上記のいずれかに該当する者
⑪ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

変更後

(2) 確認資料

茨城県知事許可の申請をする場合、次の確認資料を必要により準備し、添付して提出してください。
申請内容に疑義がある場合、ここに記載のない書類の提出を求める場合があります。

表1-1-0 【常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の経験に関する確認資料】

要件(11頁参照)	確認項目	添付書類	備考
要件① 経営業務の管理責任者としての経験5年以上	法人	役員としての経験	履歴事項全部証明書、商業登記簿の役員欄及び目的欄の閉鎖登記簿（5年以上） 現在の登記事項証明書で5年以上の在任期間が確認できない場合
		上記の期間に建設業に携わった経験	工事請負契約書、又は注文書の写し（上記の期間に対応するもので、5年以上）
	主個人事業	事業主としての経験	個人事業主の期間の所得税確定申告書（税務署の受付印押印のもの）の写し又は市町村長発行の所得証明書等（5年以上）
		上記の期間に建設業に携わった経験	工事請負契約書、又は注文書の写し（上記の期間に対応するもので、5年以上）
	の令使用人条	使用人としての経験	許可行政庁へ提出した建設業の許可申請書の控え又は変更届の写し
		上記の期間に建設業に携わった経験	使用人が営業所の名義人となっている工事請負契約書、又は注文書の写し（上記の期間に対応するもので、5年以上）
要件② 執行役員等としての経験5年以上	取締役会設置会社である（あった）ことの確認		履歴事項全部証明書又は商業登記簿及び目的欄の閉鎖登記簿
	執行役員等の地位の確認		組織図
	権限を委任された部門が建設業に関する事業部門である確認		業務分掌規程、又は過去の稟議書等
	執行役員等として代表取締役の指揮及び命令のもと具体的な業務執行に専念する者として確認		執行役員規程、執行役員職務分掌規程等
	執行役員等として権限を委任された期間（5年以上）の確認		取締役会の議事録又は人事発令書等
	執行役員等であった期間に建設業に携わった経験の確認		工事請負契約書、又は注文書の写し（執行役員等であった期間に対応するもので、5年以上）
要件③ 経営業務の管理責任者を補佐した経験6年以上（この要件により申請する場合は別紙6-1（12.4頁参照）を添付すること（右記「上記以外の場合」に限る）	個人事業主の承継者（10頁参照）の場合（この要件につき1名のみ） （※補佐経験者が、補佐した個人事業主の常勤の従業員として給与支払いされていることが必要）	経営業務の管理責任者に準ずる地位としての経験の確認	補佐した個人事業主の所得税確定申告書（税務署の受付印押印のもの）の写し（6年以上） 以下のすべての書類 ・補佐した個人事業主の所得税確定申告書（税務署の受付印押印のもの）の写し（6年以上）又は市町村長発行の所得証明書等（6年以上） ・補佐経験者の一人別源泉徴収簿（6年以上）及び（源泉）所得税の領収証書の写し 補佐経験者の戸籍抄本又は住民票謄本
		上記の期間に建設業に携わった経験の確認	補佐した個人事業主の工事請負契約書、注文書の写し（上記の期間に対応するもので、6年以上）
		補佐した役員又は個人事業主についての確認	履歴事項全部証明書、又は商業登記簿の役員欄及び目的欄の閉鎖登記簿（6年以上） 個人事業主の期間の所得税確定申告書（税務署の受付印押印のもの）の写し又は市町村長発行の所得証明書等（6年以上） 個人の場合
	上記以外の場合	経営業務の管理責任者に準ずる地位であったことの確認	組織図
		補佐経験に該当することの確認	業務分掌規程及び過去の稟議書等
			建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請け業者との契約の締結等の経営業務全般（一部のみは不可）について従事した経験について確認できること。
			取締役、執行役、組合理事、事業主、支配人、支店長及び営業所所長等に次ぐ地位が確認できること。
			建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請け業者との契約の締結等の経営業務全般（一部のみは不可）について従事した経験について確認できること。
			建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請け業者との契約の締結等の経営業務全般（一部のみは不可）について従事した経験について確認できること。
			建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請け業者との契約の締結等の経営業務全般（一部のみは不可）について従事した経験について確認できること。

変更前

(2) 確認資料

茨城県知事許可の申請をする場合、次の確認資料を必要により準備し、添付して提出してください。
申請内容に疑義がある場合、ここに記載のない書類の提出を求める場合があります。

表1-1-0 【常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の経験に関する確認資料】

要件(11頁参照)	確認項目	添付書類	備考
要件① 経営業務の管理責任者としての経験5年以上	法人	役員としての経験	履歴事項全部証明書、商業登記簿の役員欄及び目的欄の閉鎖登記簿（5年以上） 現在の登記事項証明書で5年以上の在任期間が確認できない場合
		上記の期間に建設業に携わった経験	工事請負契約書、又は注文書の写し（上記の期間に対応するもので、5年以上）
	主個人事業	事業主としての経験	個人事業主の期間の所得税確定申告書（税務署の受付印押印のもの）の写し又は市町村長発行の所得証明書等（5年以上）
		上記の期間に建設業に携わった経験	工事請負契約書、又は注文書の写し（上記の期間に対応するもので、5年以上）
	の令使用人条	使用人としての経験	許可行政庁へ提出した建設業の許可申請書の控え又は変更届の写し
		上記の期間に建設業に携わった経験	使用人が営業所の名義人となっている工事請負契約書、又は注文書の写し（上記の期間に対応するもので、5年以上）
要件② 執行役員等としての経験5年以上	取締役会設置会社である（あった）ことの確認		履歴事項全部証明書又は商業登記簿及び目的欄の閉鎖登記簿
	執行役員等の地位の確認		組織図
	権限を委任された部門が建設業に関する事業部門である確認		業務分掌規程、又は過去の稟議書等
	執行役員等として代表取締役の指揮及び命令のもと具体的な業務執行に専念する者として確認		執行役員規程、執行役員職務分掌規程等
	執行役員等として権限を委任された期間（5年以上）の確認		取締役会の議事録又は人事発令書等
	執行役員等であった期間に建設業に携わった経験の確認		工事請負契約書、又は注文書の写し（執行役員等であった期間に対応するもので、5年以上）
要件③ 経営業務の管理責任者を補佐した経験6年以上（この要件により申請する場合は別紙6-1（12.4頁参照）を添付すること（右記「上記以外の場合」に限る）	個人事業主の承継者（10頁参照）の場合（この要件につき1名のみ） （※補佐経験者が、補佐した個人事業主の常勤の従業員として給与支払いされていることが必要）	経営業務の管理責任者に準ずる地位としての経験の確認	補佐した個人事業主の所得税確定申告書（税務署の受付印押印のもの）の写し（6年以上） 以下のすべての書類 ・補佐した個人事業主の所得税確定申告書（税務署の受付印押印のもの）の写し（6年以上）又は市町村長発行の所得証明書等（6年以上） ・補佐経験者の一人別源泉徴収簿（6年以上）及び（源泉）所得税の領収証書の写し 補佐経験者の戸籍抄本又は住民票謄本
		上記の期間に建設業に携わった経験の確認	補佐した個人事業主の工事請負契約書、注文書の写し（上記の期間に対応するもので、6年以上）
		補佐した役員又は個人事業主についての確認	履歴事項全部証明書、又は商業登記簿の役員欄及び目的欄の閉鎖登記簿（6年以上） 個人事業主の期間の所得税確定申告書（税務署の受付印押印のもの）の写し又は市町村長発行の所得証明書等（6年以上） 個人の場合
	上記以外の場合	経営業務の管理責任者に準ずる地位であったことの確認	組織図
		補佐経験に該当することの確認	業務分掌規程、又は過去の稟議書等
			建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請け業者との契約の締結等の経営業務全般（一部のみは不可）について従事した経験について確認できること。
			取締役、執行役、組合理事、事業主、支配人、支店長及び営業所所長等に次ぐ地位が確認できること。
			建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請け業者との契約の締結等の経営業務全般（一部のみは不可）について従事した経験について確認できること。
			建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請け業者との契約の締結等の経営業務全般（一部のみは不可）について従事した経験について確認できること。
			建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請け業者との契約の締結等の経営業務全般（一部のみは不可）について従事した経験について確認できること。

変更後

表１－１３ 【常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者及び営業所技術者等の常勤性に関する確認資料】

確認項目		添付書類	備考
常勤性	健康保険又は厚生年金保険加入業者の場合 (7 5 歳以上の場合、右のいずれか)	標準報酬決定通知書(年金機構理事長印が押印されたもの)の写し(注2) ※有効期限前の健康保険被保険者証の写し也可(注1)	新規雇用の場合は、資格取得届(年金事務所の受付印押印のもの)の写し
		一人別源泉徴収簿の写し及び(源泉)所得税の領収証書の写し(注3) (後期高齢者医療資格確認証の写しを添付)	月額報酬(給与)が定められ、年103万円以上の支払があること
		厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届(年金事務所の受付印押印のもの)の写し(注4)	新規雇用の場合は、厚生年金保険70歳以上被用者該当届(年金事務所の受付印押印のもの)の写し(注4)
	上記以外の場合(注5)(右のいずれか)	住民税特別徴収税額通知書の写し	特別徴収義務者用のものを添付
		雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し	
		一人別源泉徴収簿の写し及び(源泉)所得税の領収証書の写し(注3)	月額報酬(給与)が定められ、年103万円以上の支払があること
	常勤の確約書	新規雇用の場合のみ	

- (注1) 被保険者証により常勤性を証明する場合は、被保険者等記号・番号等を黒く塗りつぶすなどしてマスキングを施すこと(マスキングの方法については129頁参照)。
- (注2) 電子申請の場合、標準報酬決定通知書及び電子申請の処理が完了した画面を印刷したものを添付すること。
- (注3) 常勤性について、常勤性を証明する者の一人別源泉徴収簿の写し及び(源泉)所得税の領収証書の写しで証明する場合、全員の一人別源泉徴収簿を提示いただき、(源泉)所得税額との整合性を確認する場合があります。
- (注4) 厚生年金保険の適用事務所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般従業員の概ね4分の3以上あり、過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者。
- (注5) 個人事業主の申請において、個人事業主が常勤役員等又は営業所技術者等の場合、常勤性に関する確認書類は不要。

表１－１４ 【許可申請者、法人の役員等及び令第3条に規定する使用人(営業所長、支配人)の欠格条件に関する確認資料】

欠格要件	確認項目	添付書類	備考
	成年被後見人又は被保佐人に該当しない場合	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(34頁参照)	後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書 ※請求の際に記入する請求者の「住所」には、住民票上の住所をご記入ください。 ※外国籍の方も要添付。
		成年被後見人又は被保佐人とみなされるものに該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村(本籍地)の長の証明書(34頁参照)	民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項又は第2項の規定による証明書、いわゆる身分証明書 ※外国籍の方は、添付不要ですが外国籍であることを証する書類が必要。
	成年被後見人又は被保佐人に該当する場合	契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書(127～128頁参照)	医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものとし、その根拠について記載。
		破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村(本籍地)の長の証明書(34頁参照)	民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項又は第2項の規定による証明書、いわゆる身分証明書 ※外国籍の方は、添付不要ですが外国籍であることを証する書類が必要。

変更前

表１－１３ 【常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者及び営業所技術者等の常勤性に関する確認資料】

確認項目		添付書類	備考
常勤性	健康保険又は厚生年金保険加入業者の場合 (7 5 歳以上の場合、右のいずれか)	標準報酬決定通知書(年金機構理事長印が押印されたもの)の写し(注2) ※有効期限内の健康保険被保険者証の写しも可	新規雇用の場合は、資格取得届(年金事務所の受付印押印のもの)の写し
		一人別源泉徴収簿の写し及び(源泉)所得税の領収証書の写し(注3) (後期高齢者医療制度による保険証の写し(注1)を添付)	月額報酬(給与)が定められ、年103万円以上の支払があること
		厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届(年金事務所の受付印押印のもの)の写し(注4)	新規雇用の場合は、厚生年金保険70歳以上被用者該当届(年金事務所の受付印押印のもの)の写し(注4)
	上記以外の場合(注5)(右のいずれか)	住民税特別徴収税額通知書の写し	特別徴収義務者用のものを添付
		雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し	
		一人別源泉徴収簿の写し及び(源泉)所得税の領収証書の写し(注3)	月額報酬(給与)が定められ、年103万円以上の支払があること
	常勤の確約書	新規雇用の場合のみ	

- (注1) 被保険者証により常勤性を証明する場合は、被保険者等記号・番号等を黒く塗りつぶすなどしてマスキングを施すこと(マスキングの方法については129頁参照)。
- (注2) 電子申請の場合、標準報酬決定通知書及び電子申請の処理が完了した画面を印刷したものを添付すること。
- (注3) 常勤性について、常勤性を証明する者の一人別源泉徴収簿の写し及び(源泉)所得税の領収証書の写しで証明する場合、全員の一人別源泉徴収簿を提示いただき、(源泉)所得税額との整合性を確認する場合があります。
- (注4) 厚生年金保険の適用事務所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般従業員の概ね4分の3以上あり、過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者。
- (注5) 個人事業主の申請において、個人事業主が常勤役員等又は営業所技術者等の場合、常勤性に関する確認書類は不要。

表１－１４ 【許可申請者、法人の役員等及び令第3条に規定する使用人(営業所長、支配人)の欠格条件に関する確認資料】

欠格要件	確認項目	添付書類	備考
	成年被後見人又は被保佐人に該当しない場合	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(34頁参照)	後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書 ※請求の際に記入する請求者の「住所」には、住民票上の住所をご記入ください。 ※外国籍の方も要添付。
		成年被後見人又は被保佐人とみなされるものに該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村(本籍地)の長の証明書(34頁参照)	民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項又は第2項の規定による証明書、いわゆる身分証明書 ※外国籍の方は、添付不要ですが外国籍であることを証する書類が必要。
	成年被後見人又は被保佐人に該当する場合	契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書(127～128頁参照)	医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものとし、その根拠について記載。
		破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村(本籍地)の長の証明書(34頁参照)	民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項又は第2項の規定による証明書、いわゆる身分証明書 ※外国籍の方は、添付不要ですが外国籍であることを証する書類が必要。

変更後

表１－１５ 【財産的基礎に関する確認資料】

確認項目	添付書類	備考
財産的基礎	取引金融機関の預金残高証明書・融資証明書等（証明日が申請日前１か月以内のもの）	原則として直前の決算期の自己資本額が500万円未満の場合、又は新規事業開始の個人事業主で、決算期末到来の場合は添付が必要。 更新時、又は決算期末到来の新規設立法人が資本金500万円以上の場合は不要。

- ※１ 複数の金融機関の預金残高証明書の場合は、証明日を同一日とすること。
※２ 預金残高証明書と融資証明書の合計額とする場合は、それぞれ別の金融機関の同一証明日とすること。
※３ 残高証明書の証明日は、当該証明書の発行日ではなく、残高の基準日のことをいう。
※４ 一般建設業許可において、直前の決算日から4月以内に申請する場合、財産的要件の判断基準時点は、直前の決算期か、直前の1つ前の決算期が選択することができる。（20頁）

表１－１６ 【営業所に関する確認資料】

営業所の確認資料は、茨城県内に2つ以上の営業所が置かれている場合に、本店（主たる営業所）以外の営業所について次の書類すべてを、又、登記上の本店（個人事業主は住民票上の住所地）と主たる営業所の所在地が異なる場合に、主たる営業所について営業所の所在確認の書類（①又は②）を提出してください。

確認項目	添付書類	備考
営業所の所在確認	①固定資産税納税通知書又は建物の登記簿謄本の写し	・建物が自社所有の場合 ・固定資産税納税通知書は明細を添付する
	②建物の賃借契約書の写し	・建物が賃借の場合
	③営業所の写真（各一枚） ・看板を入れた営業所全景 ・営業所内部（主な執務室の状況を確認できる程度のもの）	・営業所を新設又は移設する場合も提出
営業所の活動状況	④営業所長名で締結された請負契約書等の写し	契約がない場合は、その理由書を提出（メモ書きで可）
令第3条に規定する使用人の確認	表１－１２（31頁）にしたがい確認資料を添付する。	
営業所技術者等の確認	表１－１１(1)、(2)（30、31頁）にしたがい確認資料を添付する。	

表１－１７ 【社会保険等の加入状況に関する確認資料】

確認項目	備考
健康保険・厚生年金保険	・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し、又は「標準報酬決定通知書」（年金機構理事長印が押印されたもの）の写し（注） ・新たに適用事業所となったため、上記資料が存在しない場合は年金事務所の受付印のある「新規適用届」の写し。 （注）電子申請の場合、標準報酬決定通知書及び電子申請の処理が完了した画面を印刷したものを添付すること。
雇用保険	・申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料納入に係る「領収済通知書」の写し、又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し及び労働保険番号（※事業者番号ではありません）が記載された書類の写し（例…「労働保険概算・確定保険料申告書」、「労働保険料等納入通知書」等）（注）「雇用保険適用事業所設置届」は不可 ・新たに事業所を設置したため、上記資料が存在しない場合はハローワークの受付印のある「雇用保険適用事業所設置届」の写し ※労働保険事務組合を通じて雇用保険に加入している場合は、組合発行の「労働保険関係成立証明書（原本）」、又は組合に提出した労働保険料等算定基礎資金等の報告の控え及びこれにより報告した保険料納入に係る「領収通知書」等の写し

表１－１８ 【その他の書類】

添付書類	備考
許可通知書の写し	許可換えの申請の場合

変更前

表１－１５ 【財産的基礎に関する確認資料】

確認項目	添付書類	備考
財産的基礎	取引金融機関の預金残高証明書・融資証明書等（証明日が申請日前１か月以内のもの）	原則として直前の決算期の自己資本額が500万円未満の場合、又は新規事業開始の個人事業主で、決算期末到来の場合は添付が必要。 更新時、又は決算期末到来の新規設立法人が資本金500万円以上の場合は不要。

- ※１ 複数の金融機関の預金残高証明書の場合は、証明日を同一日とすること。
※２ 預金残高証明書と融資証明書の合計額とする場合は、それぞれ別の金融機関の同一証明日とすること。
※３ 残高証明書の証明日は、当該証明書の発行日ではなく、残高の基準日のことをいう。
※４ 一般建設業許可において、直前の決算日から4月以内に申請する場合、財産的要件の判断基準時点は、直前の決算期か、直前の1つ前の決算期が選択することができる。（20頁）

表１－１６ 【営業所に関する確認資料】

営業所の確認資料は、茨城県内に2つ以上の営業所が置かれている場合に、本店（主たる営業所）以外の営業所について次の書類すべてを、又、登記上の本店（個人事業主は住民票上の住所地）と主たる営業所の所在地が異なる場合に、主たる営業所について営業所の所在確認の書類（①又は②）を提出してください。

確認項目	添付書類	備考
営業所の所在確認	①固定資産税納税通知書又は建物の登記簿謄本の写し	・建物が自社所有の場合 ・固定資産税納税通知書は明細を添付する
	②建物の賃借契約書の写し	・建物が賃借の場合
	③営業所の写真（各一枚） ・看板を入れた営業所全景 ・営業所内部（主な執務室の状況を確認できる程度のもの）	・営業所を新設又は移設する場合も提出
営業所の活動状況	④営業所長名で締結された請負契約書等の写し	契約がない場合は、その理由書を提出（メモ書きで可）
令第3条に規定する使用人の確認	表１－１２（31頁）にしたがい確認資料を添付する。	
営業所技術者等の確認	表１－１１(1)、(2)（30、31頁）にしたがい確認資料を添付する。	

表１－１７ 【社会保険等の加入状況に関する確認資料】

確認項目	備考
健康保険・厚生年金保険	・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し、又は「標準報酬決定通知書」（年金機構理事長印が押印されたもの）の写し（注） ・新たに適用事業所となったため、上記資料が存在しない場合は年金事務所の受付印のある「新規適用届」の写し。 （注）電子申請の場合、標準報酬決定通知書及び電子申請の処理が完了した画面を印刷したものを添付すること。
雇用保険	・申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料納入に係る「領収済通知書」の写し、又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し及び労働保険番号（※事業者番号ではありません）が記載された書類の写し（例…「労働保険概算・確定保険料申告書」、「労働保険料等納入通知書」等） ・新たに事業所を設置したため、上記資料が存在しない場合はハローワークの受付印のある「雇用保険適用事業所設置届」の写し ※労働保険事務組合を通じて雇用保険に加入している場合は、組合発行の「労働保険関係成立証明書（原本）」、又は組合に提出した労働保険料等算定基礎資金等の報告の控え及びこれにより報告した保険料納入に係る「領収通知書」等の写し

表１－１８ 【その他の書類】

添付書類	備考
許可通知書の写し	許可換えの申請の場合

変更後

第9号 実務経験証明書

様式第九号（第三条関係）

実務経験証明書

下記の者は、**造園** 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和○年○月○日

証明者 **梅田 吾郎**

被証明者との関係 **社員**

証明者の立場から見た被証明者との関係を記入する。

技術者の氏名	梅田 吾郎	生年月日	S25. 1. 1	使用された期間	H18 年 4 月から H28 年 3 月まで	使用者に 実際に雇 用されて いた期間 を記載す る。
使用者の商号 又は名称	茨城水戸造園(株)					
職名	実務経験の内容					
工事係員	〇〇町児童公園整備工事		実務経験年数		H18 年 4 月からH18年 7 月まで	実務経験は、期間が重複しないように記載すること。
工事係長	〇〇グランドサッカー場補修工事(芝生植栽工事)		H18 年 8 月からH18年 9 月まで			
工事係長	××町〇〇公園植栽工事		H18 年 10月からH18年 12月まで			
⋮	⋮		年 月から 年 月まで			
工事係長	〇×市立植物園整備工事(噴水建設工事)		H28 年 1月からH28年 3月まで			
			年 月から 年 月まで			実務経験を有したときの部課、職名を記載すること。
			年 月から 年 月まで			
			年 月から 年 月まで			
			年 月から 年 月まで			
			年 月から 年 月まで			
※実務経験証明書の記載内容に疑義がある場合は、当該記載内容の根拠となる確認資料の提出を求める場合がある。正当な理由なく、確認資料を提出できない場合は、当該実務経験を認めない。なお、「記載内容に疑義がある場合」とは、次に該当する場合をいう。 (1) 自己証明(申請者の代表者と被証明者が同一人物である場合を含む。)の場合 (2) 記載されている実務経験と証明しようとする業種に齟齬がある場合 (3) 他の申請書類(確認書類を含む。)の内容と実務経験証明書の記載内容に齟齬がある場合 (4) 申請日前 10 年以上にわたって実務経験がない場合 (5) その他審査者が記載内容に疑義を認めた場合						
使用者と証明者が異なる場合に記入する。 例) 平成○年○月 会社解散のため 令和○年○月 事業主死亡のため						
使用者の証明を得ることができない場合はその理由						
合計 満 10 年 0 月 (小計 年 月)						

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

各工事の実務経験年数を、月単位で集計(重複があった場合はその分は差し引く)し、合計年、月数を記載する。
※複数枚にわたる場合は、各枚毎に小計を記載する。

総務課 茨城 太郎 029-000-△△△△

押印する場合は、法人の場合は登録している代表者印を、個人の場合は実印を押印する。

押印の無い他者証明(証明者が申請者の場合は除く)の場合は、作成を担当した部署名、担当者、連絡先を記入する。

茨城水戸市〇〇町×× 茨城水戸造園(株)
代表取締役 〇〇 ××
茨城県知事(26)―888888
令和○年 5 月 1 日
許可業種:土、園

変更前

第9号 実務経験証明書

様式第九号（第三条関係）

実務経験証明書

下記の者は、**造園** 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和○年○月○日

証明者 **梅田 吾郎**

被証明者との関係 **社員**

証明者の立場から見た被証明者との関係を記入する。

技術者の氏名	梅田 吾郎	生年月日	S25. 1. 1	使用された期間	H18 年 4 月から H28 年 3 月まで	使用者に 実際に雇 用されて いた期間 を記載す る。
使用者の商号 又は名称	茨城水戸造園(株)					
職名	実務経験の内容					
工事係員	〇〇町児童公園整備工事		実務経験年数		H18 年 4 月からH18年 7 月まで	実務経験は、期間が重複しないように記載すること。
工事係長	〇〇グランドサッカー場補修工事		H18 年 8 月からH18年 9 月まで			
工事係長	××町〇〇公園植栽工事		H18 年 10月からH18年 12月まで			
⋮	⋮		年 月から 年 月まで			
工事係長	〇×市立植物園整備工事(噴水建設工事)		H28 年 1月からH28年 3月まで			
			年 月から 年 月まで			実務経験を有したときの部課、職名を記載すること。
			年 月から 年 月まで			
			年 月から 年 月まで			
			年 月から 年 月まで			
			年 月から 年 月まで			
※実務経験証明書の記載内容に疑義がある場合は、当該記載内容の根拠となる確認資料の提出を求める場合がある。正当な理由なく、確認資料を提出できない場合は、当該実務経験を認めない。なお、「記載内容に疑義がある場合」とは、次に該当する場合をいう。 (1) 自己証明(申請者の代表者と被証明者が同一人物である場合を含む。)の場合 (2) 記載されている実務経験と証明しようとする業種に齟齬がある場合 (3) 他の申請書類(確認書類を含む。)の内容と実務経験証明書の記載内容に齟齬がある場合 (4) 申請日前 10 年以上にわたって実務経験がない場合 (5) その他審査者が記載内容に疑義を認めた場合						
使用者と証明者が異なる場合に記入する。 例) 平成○年○月 会社解散のため 令和○年○月 事業主死亡のため						
使用者の証明を得ることができない場合はその理由						
合計 満 10 年 0 月 (小計 年 月)						

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

各工事の実務経験年数を、月単位で集計(重複があった場合はその分は差し引く)し、合計年、月数を記載する。
※複数枚にわたる場合は、各枚毎に小計を記載する。

茨城水戸市〇〇町×× 茨城水戸造園(株)
代表取締役 〇〇 ××
茨城県知事(26)―888888
令和○年 5 月 1 日
許可業種:土、園

変更後

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A 4）

注 記 表
自 令和 ○ 年 4 月 1 日
至 令和 ○ 年 3 月 3 1 日

（会社名） 茨城建設（株）

注

- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
 - 重要な会計方針
 - 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券
 - 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価額は全部純資産直入法で処理、売却原価は移動平均法で算定）
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - 販売用不動産
 - 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産 建物については定額法、その他の資産は定率法
 - 無形固定資産 定額法
 - 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金の計上基準 一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を調査して計上している。
 - 収益及び費用の計上基準
 - 工事収益の計上基準 すべての工事について工事完成基準を適用している。
 - 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 税務方式
 - その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項 該当なし
- 3 会計方針の変更 該当なし
- 4 表示方法の変更 該当なし
- 4－2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - 担保に供している資産及び担保付債務
 - 担保に供している資産の内容及びその金額
 - 担保に係る債務の金額
- (2) 保証債務、手形引当債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権及び長期金銭債務
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額 該当なし
- 8 損益計算書関係
 - 売上高のうち関係会社に対する部分
 - 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - 売上原価のうち工事損失
 - 関係会社との営業取引以外の取引高
 - 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
- 9 株主資本等変動計算書関係
 - 事業年度末日における発行済株式の種類及び数 普通株式 ○○○○株
 - 事業年度末日における自己株式の種類及び数 普通株式 ○○○○株
 - 剰余金の配当 該当なし
 - 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 無し

- 10 税効果会計
- 11 リースにより使用する固定資産
- 12 金融商品関係
 - 金融商品の状況
 - 金融商品の時価等
- 13 賃貸等不動産関係
 - 賃貸等不動産の状況
 - 賃貸等不動産の時価

- 14 関連当事者との取引

取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	科目	期末残高（千円）

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

- (1) 取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高（千円）

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

- 15 一株当たり情報
 - 一株当たりの純資産額
 - 一株当たりの当期純利益又は当期純損失
- 16 重要な後発事象
- 17 連結配当比率適用の有無
- 17－2 収益認識関係
- 17－3 国際最低課税額に対する法人税等
- 18 その他 該当なし

第17号の2 注記表

103

変更前

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A 4）

注 記 表
自 令和 ○ 年 4 月 1 日
至 令和 ○ 年 3 月 3 1 日

（会社名） 茨城建設（株）

注

- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
 - 重要な会計方針
 - 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券
 - 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価額は全部純資産直入法で処理、売却原価は移動平均法で算定）
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - 販売用不動産
 - 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産 建物については定額法、その他の資産は定率法
 - 無形固定資産 定額法
 - 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金の計上基準 一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を調査して計上している。
 - 収益及び費用の計上基準
 - 工事収益の計上基準 すべての工事について工事完成基準を適用している。
 - 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 税務方式
 - その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項 該当なし
- 3 会計方針の変更 該当なし
- 4 表示方法の変更 該当なし
- 4－2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - 担保に供している資産及び担保付債務
 - 担保に供している資産の内容及びその金額
 - 担保に係る債務の金額
- (2) 保証債務、手形引当債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額 該当なし

- 8 損益計算書関係
 - 売上高のうち関係会社に対する部分
 - 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - 売上原価のうち工事損失
 - 関係会社との営業取引以外の取引高
 - 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
- 9 株主資本等変動計算書関係
 - 事業年度末日における発行済株式の種類及び数 普通株式 ○○○○株
 - 事業年度末日における自己株式の種類及び数 普通株式 ○○○○株
 - 剰余金の配当 該当なし
 - 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数 無し

- 10 税効果会計
- 11 リースにより使用する固定資産
- 12 金融商品関係
 - 金融商品の状況
 - 金融商品の時価等
- 13 賃貸等不動産関係
 - 賃貸等不動産の状況
 - 賃貸等不動産の時価

- 14 関連当事者との取引

取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	科目	期末残高（千円）

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

- (1) 取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有（被所有）割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高（千円）

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

- 15 一株当たり情報
 - 一株当たりの純資産額
 - 一株当たりの当期純利益又は当期純損失
- 16 重要な後発事象
- 17 連結配当比率適用の有無
- 17－2 収益認識関係
- 18 その他 該当なし

第17号の2 注記表

103

変更後

記載要領

1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方式の変更	○	○	○	○
4ー2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17ー2 収益認識関係	○	×	×	×
17ー3 国際最低課税額に対する法人税等	○	○	○	○
18 その他	○	○	○	○

- 【凡例】○…記載要、×…記載不要
- 2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。
- 注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別
- 注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
- (4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。
- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な職務の内容
- ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの
- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。
- 注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず。また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあっては、④ロ及びびに掲げる事項を省略することができる。
- ① 当該会計方針の変更の理由
- ② 当該会計方針の変更の内容
- ③ 会社計算規則（平成18年財務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する適及適用（以下単に「適及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について適及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することは困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
- イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
- ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について適及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

変更前

記載要領

1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方式の変更	○	○	○	○
4ー2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17ー2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

- 【凡例】○…記載要、×…記載不要
- 2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもって表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。
- 注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別
- 注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
- (4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。
- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な職務の内容
- ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの
- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。
- 注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず。また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあっては、④ロ及びびに掲げる事項を省略することができる。
- ① 当該会計方針の変更の理由
- ② 当該会計方針の変更の内容
- ③ 会社計算規則（平成18年財務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する適及適用（以下単に「適及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について適及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
- イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
- ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について適及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
- ハ、当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

変更後

- ハ、当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項
- 注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
- ① 当該表示方法の変更の理由
 - ② 当該表示方法の変更の理由
- 注4-2 次に掲げる事項を記載する。
- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
 - (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
 - (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
 - ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
 - ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項
- 注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
- ① 当該誤謬の内容
 - ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- 注7
- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載する。
 - (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
 - (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
 - (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
 - (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。
- 注8
- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
 - (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
 - (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- 注9
- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を決めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した日と同一に、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。
- 注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。
- 注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。
- 注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。
- 注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。
- 注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。
- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
 - ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引
- 「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。
- 注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。
- 注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。
- 注17-2 会社が顧客の契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。
- ① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - ② 収益を理解するための基礎となる情報
 - ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
- なお、①から③までに掲げた事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。
- 注17-3 法人税、住民税及び事業税の金額に、当該事業年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十一条の第八号の一項に規定する「国際最低課税額」という。）に対する法人税その他の当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（本表において「国際最低課税額に対する法人税等」という。）の金額を含めて表示する場合には、当該金額を記載する（重要性の乏しいものを除く）。
- 注18 注1から注17-3までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

変更前

- 注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
- ① 当該表示方法の変更の内容
 - ② 当該表示方法の変更の理由
- 注4-2 次に掲げる事項を記載する。
- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
 - (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
 - (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
 - ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
 - ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項
- 注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
- ① 当該誤謬の内容
 - ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- 注7
- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載する。
 - (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
 - (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
 - (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
 - (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。
- 注8
- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
 - (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
 - (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- 注9
- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した日と同一に、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。
- 注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。
- 注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。
- 注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。
- 注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。
- 注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。
- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
 - ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引
- 「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。
- 注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。
- 注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。
- 注17-2 会社が顧客の契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。
- ① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - ② 収益を理解するための基礎となる情報
 - ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
- なお、①から③までに掲げた事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。
- 注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。